

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セントビンセント	水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とセントビンセント及びグレナダ・イースン諸島政府との間の交換公文	水産関連機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	486,000千円 H29.12.31まで	H26.9.2 キングス タウンで (同日)	日本側 佐藤雅俊在セントビンセント大使館参事官 セントビンセント側 フ・E・コンサルベス官 相兼財務・国家安全保障 ・グレナダ側 題・法務大臣	H26.9.29 318号
セントビンセント	セントビンセント及びグレナダ・イースン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とセントビンセント及びグレナダ・イースン諸島政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	100,000千円 -----	H26.9.2 キングス タウンで (同日)	日本側 佐藤雅俊在セントビンセント大使館参事官 セントビンセント側 ラフル・E・コンサルベス官 相兼財務・国家安全保障 ・グレナダ側 題・法務大臣	H26.9.29 319号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。